

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県川崎市長

公表日

令和7年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業等に関する事務
②事務の概要	(評価対象事務全体の概要) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に関する事務 1. 障害福祉サービスの申請受付決定事務 2. 自立支援医療の申請受付決定事務 3. 補装具の申請受付決定事務 4. 日常生活用具の申請受付決定事務 (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 自立支援給付等事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 障害福祉サービスの申請受付決定事務 障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、入浴、食事等の介護や相談その他の日常生活上の援助を要する障害者に対して、申請に基づき必要となる支援の程度を決定し、提供するもの 2. 自立支援医療の申請受付決定事務 心身の障害を除去又は軽減して、日常生活を容易にすることを目的とした医療の給付について、申請に基づき支給決定等を行うもの 3. 補装具の申請受付決定事務 身体障害者の失われた部位、機能障害の部分を補い、必要な身体機能を獲得又は補うための用具の交付及び修理について、申請に基づき給付決定等を行うもの 4. 日常生活用具の申請受付決定事務 重度障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付又は貸与により福祉の増進に資することを目的に、申請に基づき給付決定等を行うもの
③システムの名称	福祉総合情報システム(障害福祉システム)、システム連携基盤、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

障害福祉サービス事業情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の117の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項、145の項、146の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項、15の項、20の項、37の項、42の項、75の項、80の項、81の項、125の項、144の項、155の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課
②所属長の役職名	障害福祉課長 国民年金・福祉医療課長

6. 他の評価実施機関

—	
---	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2653 ・健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2216 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2675
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[9) 従業員に対する教育・啓発]</div> <div style="text-align: right;"><選択肢></div> </div> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	<p>以下の対策を講じていることから当該対策は「十分である」と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市情報セキュリティ基準等に基づき、情報セキュリティに関する教育を実施することとしている。 ・新任職員に対して、特定個人情報保護や情報セキュリティに関する研修を実施することとする。 ・本市で発生した特定個人情報に関する重大事故の再発防止の観点から、保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置(特に、人的及び組織的安全管理措置)に関する研修を実施する。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月27日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	【 】委託しない	【○】委託しない	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月27日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	2)十分である		事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月27日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。)	【 】提供・移転しない	【○】提供・移転しない	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月27日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。) 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	2)十分である		事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月27日	II しきい値判断項目(1. 対象 人数 いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月27日	II しきい値判断項目(2. 取扱 者数 いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月27日	I 関連情報(1. 特定個人情 報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称)	福祉総合情報システム(障害福祉システム)、シ ステム連携基盤、中間サーバー	福祉総合情報システム(障害福祉システム)、シ ステム連携基盤、中間サーバー、サービス検 索・電子申請機能、申請管理システム	事前	
令和6年3月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の84の項(番 号法別表第1の主務省令で定める事務を定め る命令第60条第1号、第2号、第3号、第4号、 第5号、第6号、第7号及び第8号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表第1の84の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワー クシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の108の項 (番号法別表第2の主務省令で定める事務を定 める命令第55条第1号、第2号、第3号、第4 号、第5号、第8号及び第9号)、109の項(番 号法別表第2の主務省令で定める事務を定め る命令第55条の2第1号)、110の項(番号法 別表第2の主務省令で定める事務を定める命 令第55条の3第3号) 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2の8の項(番号 法別表第2の主務省令で定める事務を定める 命令第7条第2号及び第3号)、別表第2の11 の項(番号法別表第2の主務省令で定める事 務を定める命令第10条第1号、第2号、第3号 及び第4号)、別表第2の16の項(番号法別表 第2の主務省令で定める事務を定める命令第 12条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号及 び第8号)、別表第2の20の項(番号法別表第 2の主務省令で定める事務を定める命令第14 条第1号及び第2号)、26の項(番号法別表第 2の主務省令で定める事務を定める命令第19 条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の108の項、1 09の項、110の項 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2の8の項、11 の項、16の項、20の項、26の項、53の項、5 6の2の項、57の項、87の項、108の項、116 の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	・健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本 町1番地 電話番号: 044-200-2653 ・健康福祉局健康福祉局医療保険部国民年 金・福祉医療課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本 町1番地 電話番号: 044-200-2216 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公 開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本 町1番地 電話番号: 044-200-2108	・健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本 町1番地 電話番号: 044-200-2653 ・健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療 課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本 町1番地 電話番号: 044-200-2216 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管 理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本 町1番地 電話番号: 044-200-2108	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月19日	I 3個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の84の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表の117の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月19日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の108の項、109の項、110の項 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2の8の項、11の項、16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、57の項、87の項、108の項、116の項	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項、145の項、146の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項、15の項、20の項、37の項、42の項、75の項、80の項、81の項、125の項、144の項、155の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月19日	II しいき値判断項目 1対象人数 一つの時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年6月1日	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月19日	II しいき値判断項目 2取扱人数 一つの時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年6月1日	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月19日	II しいき値判断項目 3重大事故	発生なし	発生あり	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月19日	III しいき値判断結果	基礎項目評価が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月19日	IV リスク対策 1提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価及び重点項目評価書	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月19日	IV リスク対策 9監査 実施の有無	自己点検 内部監査 外部監査	自己点検 外部監査	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更または当該リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年12月19日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		2)十分である	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月19日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		2)十分である	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長 国民年金・医療福祉課長	障害福祉課長 国民年金・福祉医療課長	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II しいき値判断項目 1対象人数 一つの時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II しいき値判断項目 2取扱人数 一つの時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II しいき値判断項目 3重大事故	発生あり	発生なし	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	III しいき値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価が義務付けられる	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	右記を記載	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	右記を記載	十分である	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	右記を記載	以下の対策を講じていることから当該対策は「十分である」と考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市情報セキュリティ基準等に基づき、情報セキュリティに関する教育を実施することとしている。 ・新任職員に対して、特定個人情報保護や情報セキュリティに関する研修を実施することとする。 ・本市で発生した特定個人情報に関する重大事故の再発防止の観点から、保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置(特に、人的及び組織的安全管理措置)に関する研修を実施する。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。 	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない